

(令和4年6月13日提出)

令和4年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和4年6月議会定例会議案

目 次

議案第43号	令和4年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第44号	令和4年度新潟市と畜場事業会計補正予算	7
議案第45号	令和4年度新潟市介護保険事業会計補正予算	11
議案第46号	新潟市条例の読点の表記を改める条例の制定について	15
議案第47号	新潟市自転車等駐車場条例の一部改正について	16
議案第48号	新潟市市税条例等の一部改正について	17
議案第49号	新潟市介護保険条例の一部改正について	23
議案第50号	新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について	25
議案第51号	新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について	26
議案第52号	固定資産評価員の選任について	28
議案第53号	新潟県公安委員会委員の推薦について	29
議案第54号	契約の締結について	30
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	31
報告第1号	継続費繰越計算書の報告について	32
報告第2号	繰越明許費繰越計算書の報告について	34
報告第3号	事故繰越繰越計算書の報告について	39
報告第4号	予算繰越計算書の報告について	41

議案第 4 3 号

令和 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 8 1 9, 4 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 9, 6 2 1, 4 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		75,371,880	2,696,300	78,068,180
	1 国庫負担金	53,429,003	633,000	54,062,003
	2 国庫補助金	21,624,935	2,063,300	23,688,235
24 繰越金		1	673,167	673,168
	1 繰越金	1	673,167	673,168
25 諸収入		19,965,926	270,000	20,235,926
	2 貸付金元利収入	16,833,363	270,000	17,103,363
26 市債		33,834,000	180,000	34,014,000
	1 市債	33,834,000	180,000	34,014,000
歳 入	合 計	395,802,000	3,819,467	399,621,467

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,243,772	342,300	42,586,072
	1 総務管理費	36,345,813	16,700	36,362,513
	2 徴税费	3,212,270	44,000	3,256,270
	3 戸籍住民基本台帳費	1,172,138	281,600	1,453,738
3 民生費		126,460,062	1,069,500	127,529,562
	2 児童福祉費	45,901,882	980,000	46,881,882
	3 障がい福祉費	23,746,641	35,500	23,782,141
	5 老人福祉費	26,753,455	54,000	26,807,455
4 衛生費		32,356,564	1,053,750	33,410,314
	1 保健衛生費	21,610,548	1,026,000	22,636,548
	2 清掃費	10,746,016	27,750	10,773,766
6 農林水産業費		6,217,544	190,000	6,407,544
	1 農業費	2,980,450	190,000	3,170,450
7 商工費		11,336,271	663,250	11,999,521
	1 商業費	9,818,060	464,250	10,282,310
	2 工業費	1,518,211	199,000	1,717,211
8 土木費		50,734,005	376,667	51,110,672
	2 道路橋りょう費	21,352,484	256,667	21,609,151
	4 都市計画費	23,651,629	60,000	23,711,629
	8 住宅費	1,331,742	60,000	1,391,742
10 教育費		57,298,346	124,000	57,422,346
	1 教育総務費	9,390,946	124,000	9,514,946
歳 出 合 計		395,802,000	3,819,467	399,621,467

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（市民税オンラインシステム）	44,000
	3 戸籍住民基本台帳費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（住民記録システム）	95,300
3 民生費	3 障がい福祉費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（障がい福祉サービスシステム）	35,500
7 商工費	2 工業費	再生可能エネルギー導入促進事業	175,000
8 土木費	4 都市計画費	新潟駅周辺整備事業	510,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方公共団体情報システム標準化対応事業（住民記録システム）	令和 5年度	16,100
小須戸橋橋りょう架替事業	令和 5年度から 令和16年度まで	11,310,000
新潟駅万代広場整備に伴うペDESTリアンデッキの整備	令和 5年度から 令和 7年度まで	4,100,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備事業費	10,504,800	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	10,684,800	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体と共同発行を含む。）	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 4 号

令和 4 年度新潟市と畜場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市のと畜場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 2, 2 9 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 市債		51,300	30,000	81,300
	1 市債	51,300	30,000	81,300
歳 入	合 計	282,292	30,000	312,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 と畜場費		233,328	30,000	263,328
	1 と畜場費	233,328	30,000	263,328
歳 出	合 計	282,292	30,000	312,292

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター施設整備事業費	51,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	81,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 5 号

令和 4 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 6, 1 2 2, 5 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,671,442	54,000	13,725,442
	1 一般会計繰入金	13,194,659	54,000	13,248,659
歳 入	合 計	86,068,566	54,000	86,122,566

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,554,536	54,000	1,608,536
	1 総務管理費	882,724	54,000	936,724
歳 出	合 計	86,068,566	54,000	86,122,566

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	地方公共団体情報システム標準化対応事業（介護保険システム）	54,000

議案第 4 6 号

新潟市条例の読点の表記を改める条例の制定について

新潟市条例の読点の表記を改める条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市条例の読点の表記を改める条例

この条例の施行の際現に公布されている本市の条例において読点として表記する「，」を「、」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

新潟市自転車等駐車場条例の一部改正について

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新潟市自転車等駐車場条例（平成 5 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 2 の表小針駅前第 1 自転車駐車場の項中「新潟市西区小針南台 5 番 14 号」を「新潟市西区小針南台 5 番 10 号」に改め、同表小針駅前第 3 自転車等駐車場の項を削り、同表小針駅前第 4 自転車等駐車場の項中「小針駅前第 4 自転車等駐車場」を「小針駅前第 3 自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第 1 条 新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第 18 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 18 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 28 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする

配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第29条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第69条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第69条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第15条の5第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第16条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第17条の6第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第17条の7第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第17条の7第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第39条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第40条を削る。

(新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、新潟市市税条例第29条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第12条第2項、第16条第1号及び第29条の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第1条中新潟市市税条例第29条の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3の2第1項、第16条の2第3項及び第39条の改正規定並びに同条例附則第40条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(3) 第1条中新潟市市税条例第18条第4項及び第6項、第24条の2第1項及び第2項、第28条第1項ただし書並びに第29条第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第15条の5第2項、第17条の6第4項並びに第17条の7第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（新潟市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年新潟市条例第33号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(4) 第1条中新潟市市税条例第8条の2第1項の改正規定、同条例第69条の2第

1 項の改正規定及び同条例第 6 9 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日

(納税証明書に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、前条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 2 9 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 2 9 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、2 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の新潟市市税条例（次項において「旧条例」という。）第 2 9 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 2 9 条の 3 第 1 項の規定は、2 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 2 9 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、2 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 2 9 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。次項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条の2第2項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「1号施行日」という。）以後に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年4月1日から1号施行日の前日までの間に新たに取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設に対して課する令和5年度以後の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第69条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

5 新条例第69条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例）

第 21 条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）又はその影響により、第 12 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和元年度分及び令和 2 年度分の保険料であって、普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和 2 年 2 月 1 日から規則で定める日までの間に属するものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、規則で定める日とする。

2 新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第 12 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和 2 年度 3 月分及び令和 3 年度分の保険料であつて、普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に属するものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日とする。

3 新型コロナウイルス感染症又はその影響により、第 12 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事由に該当する者が保険料（令和 3 年度 3 月分及び令和 4 年度分の保険料であつ

て、普通徴収の納期限（特別徴収にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に属するものをいう。）の減免を受けようとする場合の申請の期限は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第22条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症による保険料の減免手続の特例についての経過措置）

2 この条例の施行の際現にされている保険料の減免を受けようとする者が第12条第2項の規定により行った申請は、改正後の附則第21条第3項に規定する保険料の減免に該当するものに限り、同項の適用を受けた申請とみなす。

議案第 50 号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和 34 年新潟市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表非紹介患者初診時負担額の項中「5,500円」を「7,700円」に、「3,300円」を「5,500円」に改め、同表紹介後患者再診時負担額の項中「2,750円」を「3,300円」に、「1,650円」を「2,090円」に改め、同表備考 3 中「（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床の病床数が 500 床未満の病院に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表備考 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の病院の使用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 1 3 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成 5 年新潟市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年新潟市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 6 万 2, 5 3 0 円」を「2 7 万 6 5 5 円」に、「2 7 円 5 0 銭」を「2 8 円 3 5 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

(新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年新潟市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円」を「38万6,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の新潟市議会議員及び新潟市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された新潟市議会議員の選挙及び新潟市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第 5 2 号

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

本間 隆

議案第 53 号

新潟県公安委員会委員の推薦について

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

高橋 香子

議案第 5 4 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（信濃川渡河 工区）P 7 橋脚工事	591,800,000 円	本間・テックアサヒ特定共同企業体 代表者 新潟市中央区西湊町通 3 ノ町 3 3 0 0 番地 3 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎 構成員 株式会社 テックアサヒ

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 4 年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

遠藤 由美

高橋 勝利

新田 利子

坂井 玲子

山本 町子

中野 高子

市川 孝幸

幸田 早苗

池田 肇

齋藤 裕子

田沢 広一

報告第1号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

令和3年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越繰越額	翌年度繰越繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越繰越額に係る繰越を要する購入資産の購入限度額
				予算上額	前年度繰越繰越額				内部留保資金		
1	資本的支出	青山浄水場施設整備事業	3,810,400,000	11,000,000		3,190,000	7,810,000	7,810,000	7,810,000	7,810,000	

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

令和3年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				(単位:円)
						未収入特定財源	財源			
							国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設修繕事業	357,400,000	321,125,000					321,125,000	
		人事給与システム改修事業	21,948,000	21,947,710	3,840,699				18,107,011	
		電子入札システム改修費	24,800,000	24,530,000					24,530,000	
		DXアドバイザー活用事業	1,418,000	1,418,000	992,000				426,000	
		電子収納システム改修事業	8,300,000	5,579,000					5,579,000	
		統合型地理情報システム構築事業費	40,600,000	40,600,000					40,600,000	
		辺地共聴施設補助事業	3,300,000	3,300,000		3,300,000				
		公共施設感染症対策事業	73,300,000	40,942,000	28,656,000				12,286,000	
		豊野木コミュニティセンター整備事業	217,000,000	217,000,000	86,000,000	131,000,000				
		文化施設感染症対策事業	3,000,000	3,000,000	2,550,000				450,000	
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費 1 社会福祉費	歴史文化施設感染症対策事業	5,000,000	5,000,000			3,500,000		1,500,000	
		横井の丘ふさと資料館解体事業	7,700,000	7,700,000					7,700,000	
		避難所における感染症対策事業	30,000,000	30,000,000	21,000,000				9,000,000	
		住民記録システム改修事業	24,400,000	24,400,000	11,764,000				12,636,000	
		住民税非課税世帯に対する給付金	7,535,000,000	813,269,000	813,269,000					
		子育て世帯への臨時特別給付	80,000,000	80,000,000	80,000,000					
		公共施設修繕事業	48,200,000	48,200,000					48,200,000	
		旧木崎ひまわりクラブ解体事業	13,600,000	13,600,000					13,600,000	
		障がい福祉施設整備事業	52,200,000	52,200,000	34,800,000	17,400,000				
		5 老人福祉費	グループホーム整備事業	68,880,000	68,880,000					
4 衛生費	1 保健衛生費	小規模多機能型居宅介護事業所整備事業	46,280,000	46,280,000	35,280,000	8,800,000			2,200,000	
		地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	25,317,000	6,270,000	6,270,000					
		公共施設修繕事業	26,000,000	25,510,000					25,510,000	
		医療提供体制整備事業	90,626,000	89,283,800	89,283,800				89,283,800	
		中央地域保健福祉センター解体事業	4,200,000	4,200,000					4,200,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
					一般財源			
		特定不妊治療費助成事業	106,304,000	106,304,000		89,769,000		16,535,000
		不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業	4,800,000	4,800,000		4,080,000		720,000
	2	清掃費	31,200,000	28,723,000				28,723,000
		指定袋作製等事業	30,294,000	30,294,000				30,294,000
	1	労働諸費	27,000,000	27,000,000		18,900,000		8,100,000
		新規採用活動支援事業	10,000,000	10,000,000		7,000,000		3,000,000
		社員スキルアップ応援事業	20,000,000	20,000,000		14,000,000		6,000,000
		移住促進特別支援事業	90,000,000	90,000,000		63,000,000		27,000,000
	1	農業費	36,600,000	36,600,000				36,600,000
		農地の受け手拡大支援金事業	80,000,000	80,000,000		56,000,000		24,000,000
		公共施設修繕事業	133,000,000	19,855,000		3,403,000		16,452,000
		にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援事業	16,000,000	16,000,000				16,000,000
	2	農地費	1,800,000	1,800,000		1,800,000		
		黒埼農村環境改善センター改修事業	471,900,000	471,900,000			430,400,000	41,500,000
		農道長寿命化事業	9,518,000	9,518,000			8,500,000	1,018,000
		県営土地改良事業費負担金	2,000,000	2,000,000				2,000,000
		農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	93,000,000	93,000,000		29,000,000	60,000,000	4,000,000
	3	水産業費	26,500,000	26,500,000				26,500,000
		漁港整備事業	4,500,000	4,500,000				4,500,000
		公共施設修繕事業	280,000,000	280,000,000		196,000,000		84,000,000
	1	商業費	25,000,000	25,000,000		17,500,000		7,500,000
		公共施設修繕事業	6,080,000,000	4,371,700,000		4,371,700,000		
		新事業展開サポート事業	80,000,000	65,000,000		45,500,000		19,500,000
		事業承継・引継ぎ支援事業	90,000,000	90,000,000				90,000,000
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	1,250,000,000	1,250,000,000		875,000,000		375,000,000
		飲食関連事業者応援事業	130,000,000	130,000,000		91,000,000		39,000,000
		新事業展開資金貸付金	15,000,000	15,000,000		10,500,000		4,500,000
		地域のお店応援商品券発行事業	174,500,000	174,500,000		122,150,000		52,350,000
		地域を支える商店街支援事業						
		世界遺産登録を見届えた連携事業						
		新しい観光スタイルの推進						

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
		魅力発信・誘客推進事業	18,000,000	18,000,000	12,600,000			5,400,000
		観光客おもてなし態勢促進事業	6,000,000	6,000,000	4,200,000			1,800,000
		MICE誘致補助金	67,000,000	67,000,000	46,900,000			20,100,000
2	工業費	ITソリューション補助金	86,000,000	86,000,000	60,200,000			25,800,000
2	道路橋りょう費	道路橋りょう工事平準化事業	335,200,000	290,534,000		259,400,000		31,134,000
		道路維持補修事業	400,000,000	244,840,000		105,000,000		139,840,000
		道路橋りょう事業	6,537,699,000	5,609,755,855	2,594,405,025	2,853,400,000		161,950,830
		道路橋りょう維持補修事業	852,770,000	460,125,000	222,912,500	230,300,000		6,312,500
		道路新設改良事業	152,000,000	152,000,000	83,600,000	68,400,000		
4	都市計画費	都市デザイン推進事業	6,500,000	6,500,000	6,500,000			
		未来に向けたバス・タクシー利用者支援事業	198,000,000	124,908,825	87,436,000			37,472,825
		(仮称)上所駅整備事業	33,500,000	33,500,000	9,250,000	8,300,000		15,950,000
		バス交通改善事業	9,500,000	8,901,520	4,450,760	4,000,000		450,760
		生活交通バリアフリー化推進事業	6,000,000	6,000,000	3,000,000	2,700,000		300,000
		新潟駅周辺整備事業	7,776,127,000	7,489,021,925	4,102,923,000	3,380,600,000		5,498,925
		土地区画整理事業助成金	330,000,000	304,759,000		228,500,000		76,259,000
5	公園緑地費	公園整備事業	80,000,000	33,000,000	15,000,000	15,000,000		3,000,000
		公園維持補修事業	300,000,000	269,152,000				269,152,000
		公園緑地整備事業	282,000,000	262,384,000	127,968,550	115,100,000		19,315,450
		松くい虫防除事業	15,146,000	9,000,000	5,400,000			3,600,000
6	都市排水応急対策費	公共施設修繕事業	3,400,000	3,400,000				3,400,000
		ポンプ場修繕改築計画策定事業	253,000	253,000				253,000
7	建築費	公共建築物保全適正化推進事業	2,500,000,000	2,383,500,000		1,715,000,000		668,500,000
		公共建築物特定天井安全対策事業	347,000,000	347,000,000		347,000,000		
8	住宅費	健康すまいリフォーム助成事業	120,000,000	120,000,000				120,000,000
9	消防費	泡消火薬剤更新事業	97,800,000	97,800,000				97,800,000
		大型特殊車両維持補修事業	29,000,000	28,996,000				28,996,000
		消防署所感染症対策事業	250,000,000	249,388,000	174,571,000			74,817,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入		
						国県支出金	特定財源	その他
		公共施設修繕事業	52,600,000	48,321,000				48,321,000
10 教育費	1 教育総務費	教職員人事給与システム経費	20,827,000	20,827,000				20,827,000
		GIGAスクール運営支援センター整備事業	30,000,000	30,000,000	25,500,000			4,500,000
		公共施設修繕事業	6,100,000	6,100,000				6,100,000
2 小学校費		感染症対策にかかる学校体育館等Wi-Fi整備事業	48,000,000	47,618,000		47,600,000		18,000
		学校改修事業	1,539,900,000	1,411,443,000	417,967,000	977,900,000		15,576,000
		学校園老朽施設改修事業	130,000,000	45,577,741				45,577,741
		学校園感染症対策事業	180,740,000	180,740,000	126,518,000			54,222,000
3 中学校費		中学校空調設備更新事業	77,000,000	68,864,200		68,800,000		64,200
		感染症対策にかかる学校体育館等Wi-Fi整備事業	39,500,000	37,768,000		37,700,000		68,000
		学校改修事業	686,600,000	686,600,000	174,367,000	511,600,000		633,000
		学校園老朽施設改修事業	58,000,000	29,185,180				29,185,180
		学校園感染症対策事業	96,900,000	96,900,000	67,830,000			29,070,000
4 高等学校費		学校園老朽施設改修事業	11,000,000	8,635,000				8,635,000
		学校園感染症対策事業	8,720,000	8,720,000	6,104,000			2,616,000
5 幼稚園費		学校園老朽施設改修事業	1,000,000	1,000,000				1,000,000
		学校園感染症対策事業	3,240,000	3,240,000	2,268,000			972,000
6 特別支援学校費		学校改修事業	421,900,000	421,900,000	75,138,000	346,600,000		162,000
		学校園感染症対策事業	400,000	400,000	280,000			120,000
7 生涯学習費		公共施設修繕事業	29,100,000	22,331,000				22,331,000
		月鷗西公民館解体事業	22,200,000	22,200,000				22,200,000
8 保健給食費		給食用食器具更新事業	147,000,000	147,000,000	102,900,000			44,100,000
		公共施設修繕事業	16,600,000	16,402,000				16,402,000
		計	42,593,607,000	31,547,719,756	15,769,451,835	11,982,900,000	89,283,800	3,702,243,422

報告第3号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

令和3年度 新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源	
				支出済額	支出未済額			支出負担行為予定額	国県支出金	特定財源		その他
2	総務管理費	「世界津波の日」高校生サミット開催推進事業				18,666,000					18,666,000	
3	民生費	老人福祉費				390,000,000		390,000,000				
		計				408,666,000		390,000,000			18,666,000	

報告第4号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

令和3年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	公共下水道建設事業	14,297,394,000	6,386,716,747	6,843,449,000	4,268,500,000	2,514,602,188	60,346,812	1,067,228,253		関係機関との調整等による。

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	基幹管路更新事業	3,217,187,600	1,703,162,935	1,289,321,000	1,164,000,000			125,321,000	224,703,665		関係機関との調整等による。
		基幹管路整備事業	940,500,000	656,403,953	10,032,000				10,032,000	274,064,047		材料の出荷自粛に伴う工事の一時中止による。
		配水支管更新事業	3,813,072,572	3,213,963,126	586,597,000	203,000,000	12,523,000		371,074,000	12,512,446		他事業体工事との工程調整等による。
		配水支管整備工事	169,081,138	36,657,138	132,374,000			83,710,000	48,664,000			他事業体工事との工程調整等による。
		浄水場施設整備工事	238,010,025	34,499,025	203,511,000				203,511,000			半導体不足に伴う部品調達の違いによる。
		水質監視装置更新工事	25,630,000		25,630,000				25,630,000			半導体不足に伴う部品調達の違いによる。
		計	8,403,431,335	5,644,686,177	2,247,465,000	1,367,000,000	12,523,000	83,710,000	784,232,000	511,280,158		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな前年度の購入限度額	説 明
						内部留保資金				
1	事業費 1 営業費 用	水道施設用地測量業務	2,915,000		2,915,000	2,915,000				隣接する土地の所有者特定に時間を要したることによる。

(単位 円)